

コンプライアンス態勢確立の取り組みについて

＜コンプライアンス体制の整備＞

全農のコンプライアンス（法令遵守）を促進するとともに、各事業上でのコンプライアンスに関わる事項の確認・調査・必要な措置を検討し、責任を明確にした対応を実施するため、専任部署の設置、専任役員の選任を実施した。

また、第三者で法律、会計、企業経営、ISO などの有識者を委員とする品質向上委員会を設置して、全農の経営品質を向上させるようにつとめている。

- (1) コンプライアンス・業務監査部の設置（15年5月）
- (2) コンプライアンス担当代表理事専務の選任（15年6月）
- (3) 「全農品質向上委員会」の設置（15年10月）
- (4) 関連子会社について社外取締役・社外監査役選任（15年6月、食品大会社において選任）

＜コンプライアンス意識の全役職員への徹底＞

JA グループの信頼回復をはかるため、「役職員行動規範」・「危機管理マニュアル」の全職員・社員研修をおこなうとともに、資材供給等にもなう独占禁止法遵守のための研修会の実施や、全役職員・社員にコンプライアンス意識アンケート調査を実施し、その結果をもとに効果的、かつ迅速なコンプライアンス意識の徹底をすすめている。

また、経営管理委員長自らが、県本部長・全農グループ各社の経営者層に、コンプライアンス実践への取り組みの徹底をはかった。

さらに、ISO 認証取得による全農の各職場への意識向上も合わせてすすめている。

- (1) 全農グループ全職員への職場研修の実施（～15年6月）
- (2) コンプライアンスに関するアンケートの実施（15年7月）
- (3) 経営管理委員長自らによる各県本部長・関連子会社経営者への徹底（15年7月）
- (4) ISO 認証取得に向けた取り組み（14年11月取組開始、15年12月から順次取得予定）

＜消費者などへの情報開示の促進＞

系統内部はもとより、国民各層に、JAグループが安全・安心な農畜産物の提供をすすめていることに対する理解を促進するとともに、消費者やJA・組合員の視点を事業に活かすため、懇談会を定期的に開催している。

あわせて、情報開示基準や、全役職員へ危機発生時の行動基準を定めて、万一、事故等が発生した場合の対応を徹底させている。

- (1) 一般消費者等を対象とした役員主催の「ふれあい懇談会」の実施(15年2月から4回)
- (2) 「お客様相談窓口システム」の稼動(15年4月)と事業への反映
- (3) 「全農グループ情報開示基準」および『全農グループ「危機発生時の行動基準－食品関係－」』の策定(15年10月)

これらのほか、昨年に引き続き、全農理事が直接JAを訪問して、JAグループの経済事業改革を中心とする諸課題について意見交換をおこなう「**会員およびJA役員との懇談会**」を、8月末より10月下旬にかけて実施中である。10月24日現在、109JA・会員と懇談会を終了している。

以 上